

嘘は許さない！ 津崎裁判ニュース

No.12
2026年1月15日
嘘は許さないプロジェクト
原告 渡邊幹夫・小林國博

M組・JR総連の反労働者的行為を許さない！ JR労働運動の再生を勝ち取ろう！ 「津崎裁判・熊谷裁判」の現段階と中間総括！

今更あらためて言うまでもありませんが、私たちはこの裁判闘争を、M組・JR総連・津崎・熊谷に名誉毀損された損害賠償を裁判所に認めさせるためだけに闘っているのではありません。嘘で固めた『津崎文書』や熊谷の報告により私たちを組織破壊者にでっち上げ、東海労をJR総連から「除名」することを企図した連中を法廷の場に引きずり出し、M組・JR総連の卑劣な行為を暴き出すこと。すなわち、「M組・JR総連の反労働者的行為を許さず、JR労働運動の再生を勝ち取る」ことを展望した闘いとして位置付けています。

「津崎裁判」は2024年6月3日に提訴して2025年11月14日で6回目、「熊谷裁判」は2025年6月12日に提訴して2回目の口頭弁論でした。二つの裁判は併合して争うことが確認され、11月14日が併合されて初めての口頭弁論でした。

口頭弁論が行われる法廷の定員は35名で、「津崎裁判」の第4回の口頭弁論以降、傍聴席の抽選が行われるようになりました。それは、第1回と第2回の口頭弁論で、法廷に入らなかった原告側の参加者が、法廷の入り口前で津崎をはじめとする被告側の参加者に反省を促す語り掛けを行い、それを見ていた裁判所が「混乱をさけるために」判断したからです。従って毎回、法廷の入り口前に4名程の警備係が配置されています。ちなみに第3回は、裁判所の「被告代理人が遠方」という判断で、WEB会議（被告側は東京の弁護士事務所、原告側は傍聴者も含めて大阪地裁の一室）での弁論準備手続きに変更されました。しかし、4回目以降は原告の抗議と要求により法廷での口頭弁論になりました。

当初、「JR総連全体で津崎被告を支える」と大ラッパを吹いたM組・JR総連でしたが、傍聴席獲得の参加者は、回を重ねる毎に減少しています。西労の大宮新幹線運転所分会では、「真実を知りたいので傍聴参加したい」という組合員に役員が「傍聴に行くな！本部指示に従え」と言ったり、JR総連や西労本部の姿勢に疑問を持ち質問する組合員に対して「東海労と繋がる組織破壊者」のような扱いがされています。まさに「見るな、聞くな、話をするな」の対応を組合員に強要しているのです。それでも彼らは裁判傍聴に参加して、西労の中に（大阪新幹線運転所分会の分会大会等で）真実を伝え、JR総連と西労指導部にしっかりもの申す組合員を拡大してくれています。

裁判所がせっかく「原告側傍聴参加者からプレッシャーをかけられないように」配慮・擁護して傍聴席を抽選にしてくれたのに、被告側の傍聴者は、前回（第5回口頭弁論）が18名。そして、今回（第6回口頭弁論）はたったの6名（JR総連が佐藤、小川、池尻の3名・貨物労組が岡、古川の2名・西労が三島の1名）という有様で、津崎以外で事件に関わった人物は、熊谷をはじめ、津崎に「準備しておくよう」と忠告したM組の舟山やJR総連の山口、柳、小林そして近畿地協関係者は誰一人も参加していません。これがM組・JR総連が吹いた大ラッパ=「JR総連全体で津崎被告を支える」の実態です。これに対して私たち原告側は、第1回の口頭弁論に50名、第2回以降は毎回、傍聴席の数（35名）程度の参加者で臨んでいます。そして私たちは、被告側傍聴者に真実を知らせるために、あえて傍聴席を譲るよう

に配慮もしています。

「全体で支える」と言ったM組・JR総連の連中が、どこまで奮闘するのか見ものでしたが、みんなの予想通り、津崎は辯護の合わない陳述を繰り返した挙句、結局は「JR総連近畿地協第35回定期委員会の様子は、JR総連には、そこに参加していたJR総連の熊谷書記長によって、報告がなされ、それに基づいて対応が検討された。」などと言い出しました。要するに連中は、津崎自身が書いたことを認めている『津崎文書』とそれを書かせたM組（舟山）の責任から逃げるために、2024年6月3日の提訴日でJR総連定期大会の日に近畿地協での失態でページした熊谷に全ての責任を転嫁したのです。従って私たちは、「それなら熊谷にも被告になってもらおう」ということで、熊谷を被告に追加（提訴）したのです。

ところが熊谷は、『訴状』に対する『答弁書』を提出期限（8月15日）が過ぎても提出しませんでした。結局、熊谷が裁判所に『答弁書』を提出したのは、第1回口頭弁論期日の3日前の9月2日でした。そして、提出された『答弁書』の署名は熊谷だけで、代理人の署名はありませんでした。9月5日の段階で、熊谷には代理人がついていなかったのです。

9月5日、「熊谷裁判」第1回口頭弁論が行われました。しかし、被告の熊谷は法廷に姿を見せませんでした。そして、熊谷だけでなく被告側傍聴者もゼロでした。JR総連は、「熊谷裁判」の傍聴参加を一切取り組んでいなかったのです。このことに熊谷とM組・JR総連の関係そしてM組・JR総連の実態が示されていると思います。

M組・JR総連から“三行半”を突きつけられた熊谷は、JR総連近畿地協第35回定期委員会後のJR総連定期大会で突然解任されました。そしてJR総連から姿を消して、組合活動の一切から手を引いて、盛岡の新幹線運転所職場で働いていました。そこに突然、裁判所から『訴状』が送られてきて、東海労の渡邊さんと小林さんから訴えられたことを知るのですから、驚いたと思います。そしてその理由が、M組・JR総連・津崎からの責任転嫁だと知り、憤慨したと思います。そして熊谷が「ふざけるな！こんな裁判なんか俺には関係ない」「どうでもいい」という思いになったのは当然です。かつてM組からJR総連書記長に祭り上げられ「次期委員長」とまで言っていた熊谷はその気になり、M組の指示通りにJR総連の最先頭で東海労破壊を行ってきたのです。ところがJR総連近畿地協第35回定期委員会で、M組（舟山）の忠告通り、東海労を組織破壊者にでっち上げる事が出来なかった責任を問われJR総連から排除されたのです。

M組・JR総連は既に排除した熊谷にまたも責任を押し付けたのです。そして、その説得も自らが行なうのではなく、代理人の北村弁護士に頼ったということです。M組・JR総連から依頼を受けた北村弁護士は、第1回口頭弁論期日ギリギリまで熊谷に関わり、「とにかく早く『答弁書』だけ出してください。あなたを証言台に立たせるようなことはしませんから」と言って必死に説得したのだと思います。だからギリギリまで熊谷からの『答弁書』が提出されなかったのです。そして提出された『答弁書』は、「津崎裁判」の『答弁書』をコピーして貼り付けたもので、提出年も「津崎裁判」で提出した令和6年のままで、文中の年月日も間違いだらけだったのです。これがM組・JR総連・津崎・熊谷の実情ですから、傍聴席獲得の取り組みなど出来るわけがないのです。

自らは表に（裁判傍聴すら）出てこず、『津崎文書』の存在と誰が津崎に報告書を書かせたのかの問い合わせに追いつめられたM組・JR総連は、恥ずかしげもなく、自らが排除した熊谷にまたも責任を押し付け、真実から逃避して、嵐が過ぎ去るのを待っているのです。言うまでもなくこれは、M組・JR総連が私たちとの闘いに敗北した証だと言えます。

松崎さんが逝去されて以降、組織の全財産を手中にすることにうつつを抜かしてきたM組連中は、リニア建設を容認したり、本人の同意のない休日出勤反対の闘いを妨害したり、JRにとどまらず関係会社での組織拡大を勝ち取る闘いを否定して、資本と闘っている者、言うことを聞かない者を悪者に仕立て上げてページしてきました。そうして自己保身に汲々としてきたのです。そこに労働者階級としてのヒューマニズムなど存在しません。M組・JR総連は、組合員に真実を見せないです。真実を話さないです。真実を聞かせないです。真実を知らせないです。だから私たちは、現在闘っている「津崎・熊谷裁判」で、変質したJR総連の眞の姿を暴露して、M組・JR総連の反労働者性を明らかにしていかなければなりません。そして、JR労働運動の再生を勝ち取らなければならないと思います。

私たちは今まで、職場の労働者を代表して「本人の同意のない一方的な休日出勤反対の闘い」「年休の失効を許さない闘い」「年休権の侵害を許さない闘い」「差別的な勤務指定と有休に課題提出を許さない闘い」「空白勤務指定を許さない闘い」「診断書の強要を許さない闘い」「団体交渉開催拒否を許さない闘い」「就業規則を悪用した強制出向を許さない闘い」「休憩時間が付与されないことを許さない闘い」等を職場と第三者機関の場で展開してきました。

私たちは第三者機関での闘いをプロジェクトを結成して組織的に展開してきました。そしてその闘いを会社との交渉や職場での管理者との対応に活かしてきました。プロジェクト会議では、法律の勉強・学習や「セリグマン現象」を克服する議論を行い、自らの日和見主義と対決してきました。そして、第三者機関での闘いを弁護士にお願いするのではなく、自前で闘えるまでの担い手・体制をつくってきました。現在この第三者機関を活用した闘いの方は、私たちの組織実情からでも相手を逃がさず、相手と正面から向き合い、組織の強化と拡大が可能な闘い方の一つになっていると思います。

自民党の新総裁・高市早苗は、就任時の挨拶で「働いて、働いて、働いて、働いて、働いていく」と宣言しました。これは労働者に対してさらに労働強化を求めるという宣言でもあります。それは私たち労働者の命と権利と利益が犠牲になるということです。今後さらに法律無視の労務管理と労働条件が悪化していくということです。私たちの命と権利と利益は、私たちの闘いによってしか守れません。

私たちの闘いは、日本労働運動全体の動向に規定されますけれども、同時に私たちの闘いがJR労働運動と日本労働運動を変革し、規定していくのです。

私たちの闘いは、JR内の小さな闘いではありません。JR内だけでなく日本労働運動に大きな影響力を持った闘いだという実践的な立場をあらためて明確にしなければならないと思います。

最後に「津崎・熊谷裁判」の今後について若干触れておきます。

これまでの闘いで、裁判官（裁判長）は「早く終わらせたい」「よせん内輪もめ」「この程度では名誉毀損にはあたらない」という姿勢だと感じています。裁判所の姿勢は、勝手に口頭弁論をWEB会議での弁論準備手続きに変更した行為や原告に対して、「原告が名誉を毀損されたというのはどこですか？」〇番に書いてある事と〇番に書いてある事ということ（だけ）ですね？」というように、名誉毀損されたとする事実を恣意的に切り縮めたりする行為。また、『弁論調書』の記載内容等（被告は明らかに“一つひとつの事実については争わない”という趣旨の発言をしているのにそう記載しない行為）からも明らかだと思います。またM組・JR総連・被告代理人の基本姿勢は、誰一人証言台に立たせない。従って今後は「一つひとつの事実については争わない」たとえ真実が原告の言う通りだったとしても名誉毀損には当たらない。という事で証人尋問から逃げ切ろうとしていると思います。そして組合員には真実を知らせずに、「東海労裁判が先日もあったが、何が名誉毀損になるのかよくわからない。JR総連もあまり力を入れない。従って、本部・地本も先日は傍聴を出さなかった。今後も出さない。」という様なデマを流して組合員を騙し続けるのだと思います。

言うまでもなく、私たちの第三者機関を活用した闘いは、被告との闘いだけではなく、裁判所との闘いでもあります。問題の核心は、M組・JR総連と被告が何をしたかです。

今後も被告と裁判所に具体的な事実を突きつけ、一つひとつの事実をハッキリさせる=真実からの逃避を許さず、この事実を認めるのかどうかの求釈明等を行い、M組・JR総連の反労働者性を明らかにする闘いを強化していく必要があると思っています。

次の口頭弁論は、1月21日15時から810号法廷です。

以上、「津崎・熊谷裁判プロジェクト」の中間報告にさせてもらいます。

* 「セリグマン現象」とは、抵抗できないストレスに繰り返し晒されることで、「何をしても無駄だ」と学習し、無気力になる状態。